

## 豊見城市民体育館バレーボールサーブマシーン備品購入についてお詫びとご報告

この度、教育部生涯学習振興課におきまして、バレーボールサーブマシーンが納入期限の令和6年3月31日までに納入できなくなり、事故繰越する事案が発生いたしました。その結果、この備品購入の財源として見込んでおりました沖縄振興特別推進市町村交付金が活用できなくなり、すべて一般財源からの支出となり、市民の皆様のご負担を増やしてしまうこととなりました。

このような事態となり、市民の皆さまには多大なるご不安とご迷惑をおかけし、市民の皆さまの信頼を損なうこととなりましたことについて、心からお詫び申し上げます。

また、関係者処分等につきましては、厳正に対処してまいります。

### 1 概要

令和6年2月9日に発注した豊見城市民体育館バレーボールサーブマシーン備品購入について、納入期限を令和6年3月31日とし、年度内納品として契約締結を行った。

本物品は、イタリアで製造され、船舶で輸送していましたが、中東情勢の影響、海賊等の出没等により、航路変更を余儀なくされ、遠回りをせざるを得ない状況となり、納入期限までの納品ができなくなった。

本来であれば、年度を繰り越す事業は、繰越明許費の手続きを必要であるが、納品期限までに納品の可能性があると判断し、その事務手続きを完了見込みとして進めていたことから繰り越し明許費の手続きは行っていなかった。

また、沖縄県、内閣府に対し、令和6年3月29日付で令和5年度沖縄振興特別推進市町村交付金実績報告書を提出している。

本来は、船舶の輸送ルートが航路変更し、納入期限まで納品ができないと判断した時点において、繰り越しの手続きをとるべきであったところ、この手続きをせずに、令和6年3月31日までに納品の可能性があると判断し、沖縄県、内閣府に対し実績報告書を提出したことは不適切な事務処理であった。

### 2 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後このような事態が発生しないよう、履行期間がある全ての業務（工事、委託業務、物品購入）に対し、スケジュールを確認する。また、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、担当者のみならず、課全体で実施状況の確認するとともに、繰越明許等適切な手続きをとる等の対応を行い、再発防止に取り組む。

さらに、納品確認に当たっては、事業担当課のみならず、他の部署の職員等の納品確認等を行うなどの改善策をとる。

令和6年6月7日

豊見城市長 徳元 次人  
豊見城市教育長 瀬長 盛光

【この件に対するお問合せ】  
教育部 生涯学習振興課 850-3591